

戸山サンライズ

2008

8・9月号

特集

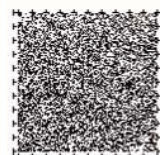
発達障害者の支援について

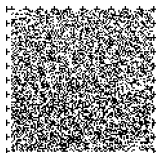
最新行政情報

障害児支援の見直しについて



全国身体障害者総合福祉センター





これは、SPコードです。
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力
が可能です。

第22回障害者による写真全国コンテスト

金賞「水掛けみこし」

宮城県 高橋 松夫

(作品PR) 登米市で行われた水掛けみこしを撮って見ました。不自由な足で1時間位みこしを追いかけて何枚か撮った中の1枚です。

(寸評) 30Dの早いシャッター性能を活かして、水の形、人々の表情をぴたっと捉えて最高です。勿論、シャッターチャンス、フレーミングの的確さあってのことですが。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第22回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より263点にのぼる素晴らしい作品の数々がよせられました。

目次

2008年8・9月号

■特集：発達障害者の支援について

発達障害者の理解について ————— 日誌 正文 1

発達障害者支援施策に関連した

教育界における取組について ————— 當島 茂登 5

東京都発達障害者支援センターにおける

支援の現況と今後の展望 ————— 神保 育子 7

■ライフサポート

社会保険Q&A ————— 高橋 利夫 10

Windows Vistaのユーザー補助機能を利用した情報アクセス支援 — 吉広 賢史 11

■スポーツ

発達障害のある人とスポーツ

～「スポーツをする自分」への肯定化に着目して～ ————— 澤江 幸則 15

■レクリエーション

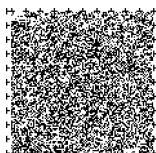
車椅子レクダンス普及会の取り組みと今後の展望 ————— 黒木 実馬 18

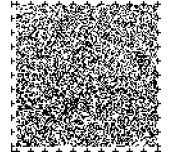
■最新行政情報

障害児支援の見直しについて ————— 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 21

■お知らせ

戸山サンライズへようこそ！ ————— 24





発達障害者の理解について

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課
発達障害対策専門官 日詰 正文

1. 発達障害者支援法で定めている「発達障害者」

平成17年4月から施行されている「発達障害者支援法」は、その第2条において「この法律において発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義しています。この定義に含まれる障害者はそれまで十分な理解と支援が受けにくい状況にあったことから、発達障害者支援法で新たに定義を行ったものです。このことから、従来から医学や教育の中で用いられてきた発達障害の定義とは異なる部分もありますが、国における発達障害者支援はこの「発達障害者支援法」の定義による発達障害を有する者を対象としています。

2. 発達障害の特性と具体的な姿

(以下の文章は、発達障害情報センターが提供するWEBサイト「発達障害情報サービス」においても読むことができます。)

広汎性発達障害

広汎性発達障害は、自閉症、アスペルガー障害のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称で、下記の3つの特徴が認められます。

①相互的な対人関係技能の障害

他人との関係を作ることが苦手です。相手との距離を認識できず、親しい人でも目を合わせなかったり、初対面の人になれなれしい態度をとってしまったりして、相手の人に驚かれることがあ

ります。

②コミュニケーション能力の障害

他人に意志を伝えること・理解することが苦手です。やりとりが一方通行になったり、たとえ話(比喩)を理解できず、そのまま受け取ってしまったりして、困ってしまうことがあります。

③反復的で常同的な行動、興味、活動のパターン変化に対応することが苦手です。同じ行動パターンや興味にこだわったり、場所、時間や道順を変更できないことや、ルール違反を極端に嫌ったりすることがあります。変化に対応できない時は混乱してしまって、パニックを起こしてしまうこともあります。

<自閉症の人の例>

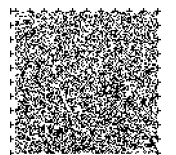
急に予定が変わったり、初めての場所に行くと不安になり動けなくなることがよくあります。そんな時、周りの人が促すと余計に不安が高くなって突然大声を出してしまうことがあります。周りの人には、「どうしてそんなに不安になるのか分からないので、何をしたらよいか分からない」と言われてしまいます。

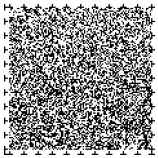
でも、よく慣れた場所では誰よりも一生懸命、活動に取り組むことができます。

(ここにあげたのは自閉症の人の特性の一例であり、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもって自閉症と断定されるものではありません。)

<アスペルガー症候群の人の例>

他の人と話している時に自分のことばかり話してしまって、相手の人にはっきりと「もう終わりにしてください」と言われないと、止まらないことがよく





あります。周りの人には、「相手の気持ちがわからない、自分勝手にわがままな子」と言われてしまいます。

でも、大好きな電車のことになると、博士と言われるぐらい専門家顔負けの知識を持っていて、お友達に感心されます。

(ここにあげたのはアスペルガー症候群の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもってアスペルガー症候群と断定されるものではありません。)

学習障害 (LD)

学習障害は、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいいます。その主な例が下記の3つです。

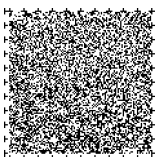
- ①読字障害・特異的読字障害 (音と文字の繋がりを理解することや文字の視覚認知に障害があり、読むのが極端に苦手です。)
- ②書字表出障害・特異的綴字 (書字) 能力障害 (読字障害と重なっていることが多いのですが、視覚認知に障害があり、書くことが極端に苦手です。)
- ③算数障害・特異的算数障害 (数字の認識や算数の基本となる概念を理解すること等が困難であるため、計算を行ったりすること等が極端に苦手です。)

<学習障害 (LD) の人の例 Cさん>

会議で大事なことを忘れまいとメモをとるのだけれど、本当は書くことが苦手なので、書くことに集中しようと気を取られて、かえって会議の内容が分からなくなることがあります。後で会議の内容を周りの人に聞くので、頑張っているのに周りの人には、「もっと要領良く、メモを取ればいいのに」と言われてしまいます。

でも、苦手なことを少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーを使いこなしたり、他の方法を取り入れる工夫をすることができます。

(ここにあげたのは学習障害の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特



性だけをもって学習障害と断定されるものではありません。)

注意欠陥多動性障害

注意欠陥多動性障害は年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする障害です。この3つの症状は通常7歳以前に現れます。

- ①多動性 (おしゃべりが止まらなかつたり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりすることがあります。)
- ②注意力散漫 (うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがあります。)
- ③衝動性 (約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいらいらしてしまうことがよくあります)

一般的に多動や不注意といった様子が目立つのは学齢期ですが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれています。

<注意欠陥多動性障害 (AD/HD) の人の例>

大切な仕事の予定をよく忘れてたり、大切な書類を置き忘れてたりしてしまいます。周りの人にはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。

でも、気配り名人で、困っている人がいれば誰よりも早く気づいて手助けすることができます。

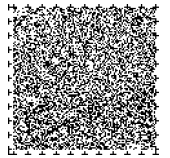
(ここにあげたのは注意欠陥多動性障害の人の特性の一例で、他にも様々なタイプの特性があります。また、上記の特性だけをもって注意欠陥多動性障害と断定されるものではありません。)

その他の発達障害

上の3つのタイプの他にも、トゥレット症候群のようにまばたき・顔しかめ・首振りのような運動性チック症状や、咳払い・鼻すすり・叫び声のような音声チックを主症状とするタイプのものも、発達障害に含まれています。

様々なタイプを踏まえて

これらのタイプのうちどれにあたるのか、実際には障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴が、それぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違っ



てくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

3. 皆さんにわかってほしいこと

～発達障害について、よくみられる誤解

(以下の文章は、発達障害情報センターが提供するWEBサイト「発達障害情報サービス」においても読むことができます。)

診断に対する誤解

「軽度発達障害は、軽い障害である。」

「知的障害を伴う自閉症は、発達障害には含まれない。」

「広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害だけが発達障害だ。」

- ・以前は、知的な遅れを伴わない高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (AD/HD) などを「知的障害が軽度である」という意味で「軽度発達障害」と称することがありました。しかし、知的な遅れがない人の中にも、その他の部分で重篤な困難さをもっているケースがあります。ですから、「障害そのものが軽度」と誤解される可能性を危惧して、最近では「軽度発達障害」という言葉そのものを、あまり使わなくなってきています。

(平成19年3月に文部科学省から「軽度発達障害」という表現を、原則として使用しない旨の通達が出されました)

- ・発達障害は、知的な遅れを伴う場合から知的な遅れのない場合まで広い範囲を含んでいます。知的障害を伴っていても、発達障害としての理解に基づいた支援が必要である場合も多いことに留意すべきです。

障害の予後についての誤解

「発達障害は能力が欠如しているから、ずっと発達しない。」

「発達障害は一つの個性なので、配慮しないまま

でもそのうち何とかなる。」

- ・発達障害は「先天的なハンディキャップなので、ずっと発達しない」のではなく、発達のかたに生まれつき凸凹がある障害です。人間は、時代背景、その国の文化、社会状況、教育、家庭環境など、多様な外的要因に影響を受けながら、一生かけて発達していく生物であり、発達障害の人も同様です。つまり、成長とともに改善されていく課題もあり、必ずしも不変的なハンディキャップとは言い切れないのです。もちろん個人差はありますが、「障害だから治らない」という先入観は、成長の可能性を狭めてしまいます。周囲が彼らの凸凹のある発達のかたを理解しサポートすることにより、「ハンディキャップになるのを防ぐ可能性がある」という視点をもつことは重要です。

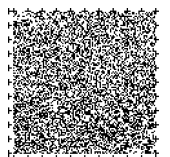
- ・一方で、発達障害は一つの個性だから配慮は必要がないと考えるのも行き過ぎです。現在では、成人になった発達障害者が、小さい頃から配慮が受けられず困難な環境の中で苦勞して成長してきたことを教えてくれる本なども出版されてきています。

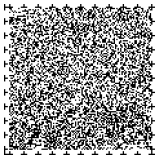
支援方法についての誤解

「自主性尊重が大事で、大人があれこれ手を出すのは良くない」

「有名な訓練方法を取り入れれば、それだけで治る」

- ・発達障害の人の中には、本人任せにされるよりも、実は「きちんと教えて貰うこと」「きちんと止めて貰うこと」が必要な場合が多くあります。もちろん、一律的なやり方ではダメで、その人に合ったやり方を工夫しなければなりません。その反対に、良かれと思って一方的に有名な訓練方法を取り入れても、本人が何に困っているのかきちんと把握しないままでは、本人にとっては迷惑な話かもしれません。
- ・支援者の中には「自分が培ってきたノウハウが、そのまま新しく支援対象として位置づけられた発達障害者の支援にも良いはずだ」という思い





こみをもってしまふことがあります。しかし、ノウハウのどの部分が目の前にいる発達障害者に適切で、どの部分が不適当なのかあらためて点検する必要があります。

町の中で見られる行動への誤解

「キーキー声を出すこどもやパニックは迷惑だから、外出させない方がよい」

「発達障害の子がパニックを起こしたら、大勢で協力して止めにいくのがよい」

- ・発達障害の子も、家の中に閉じこもっているだけではなく、町の中で様々な行動のしかたやルールを学んでいきます。しかし、発達障害のこどもが騒いだり、パニックを起こしたりしているときに「何で親は厳しく叱らないんだ」と周囲をイライラさせてしまう場合があるかもしれません。しかし、発達障害の子の中には、少しの時間待ってあげる方が、無理に叱るよりもずっと早く混乱から抜け出すことができることもあります。
- ・道路で寝ころんでしまったときなどは、移動させるのを手伝って貰うと家族は助かりますが、沢山の人が一斉に近づくことは逆に興奮させてしまうこともあります。上手に発達障害の子の混乱に対応できなくても、「あれは発達障害の子のパニックだ。そのうち落ち着くだろう」と知識を持っていてくれるだけで、本人も家族もずいぶん楽になるのです。

4. 今後の対応の方向性について

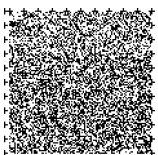
本年8月には厚生労働省として、当事者団体、医療・保健・福祉・労働・教育・地方自治体などの関係者による「発達障害者支援の推進に係る検討会」(座長:市川宏伸 東京都立梅ヶ丘病院院長)を行い、報告書としてまとめました。

この中で、今後の発達障害者支援については、「一人一人が持つ学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して様々な分野が連携して対応能力の向上を図ることにより、適切な人間関係を構築し、二次的な障害を防ぎ、自立・社会参加を可能にする効果があることから、早期に発見し、適宜適切な支援を行っていくことが必要であるとの視点の下に、いつでもどこでも発達障害者に適切な対応が提供できるような社会の実現に向けて、個別支援計画に基づく地域の支援体制の強化を図ること、そのために必要となる支援手法の開発や調査・研究、人材育成を行うこと、加えて社会全体に対する普及啓発を行い、正しい理解を広げることなどの施策を更に推進する」こととしています。

この報告書の提言を踏まえ、厚生労働省として発達障害のある当事者とその家族を支援する具体的な仕組みについて検討し、効果的な施策を実施していきますので、今後とも発達障害者支援の推進に関して皆様のご理解と御協力をお願いいたします。

全国身体障害者総合福祉センター主催研修会のお知らせ①

- 身体障害者福祉センター管理運営研修会
平成20年10月22日(水)～23日(木)
- 障害者施設職員研修会(機能訓練・健康管理担当者コース)
平成20年10月29日(水)～31日(金)
- 障害者地域生活支援技術研修会
～誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて～
平成21年1月20日(火)～23日(金)



発達障害者支援施策に関連した 教育界における取組について

鎌倉女子大学 児童学部児童学科
教授 當島 茂登

1 はじめに

発達障害者支援法は、「発達障害者をめぐる状況にかんがみ、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与するため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定める必要がある。」という理由により、平成16（2004）年12月にこの法律が成立し、平成17（2005）年4月から施行されました。

本稿では、発達障害者支援法に関連した教育界における取組の一部について述べます。

2 特殊教育から特別支援教育へ

教育については、発達障害者支援法の第8条に「1. 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以下の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。2. 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と規定されています。

学校教育法が60年ぶりに改正され、平成19（2007）年4月1日より我が国の特別支援教育が制度化され本格的に開始されました。特殊教育から特別支援教育へ転換されたことにより、これまで対応してきた障害種（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱など）に加え、小学校・中学校

等の通常の学級に在籍するLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・HFA（高機能自閉症）等発達障害の児童生徒が特別支援教育の対象となりました。平成14（2002）年に文部科学省が行った調査により、小・中学校の通常学級に在籍しているLD、ADHD、HFAの児童生徒（学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない）が6.3%（68万人）いることが明らかとなりました（図1）。文部科学省は、平成18（2006）年3月学校教育法施行規則の一部改正を行い、通級による指導の対象者として、LD及びADHDについて新たに対象とすることを規定し、自閉症と情緒障害を整理しました。

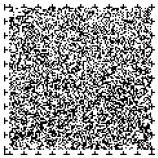
3 学校教育法の一部改正について

① 特別支援学校の創設

学校教育法に位置付けられてきた盲・聾・養護学校について、障害の重複化に対応するため、これまで盲・聾・養護学校が対応してきたすべての障害種別に対応することができる「特別支援学校」の制度に転換しました。なお、個々の特別支援学校が対象とする障害種別は設置者において判断することになります。

② 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校が障害のある児童生徒等の教育についての専門性を地域に還元するための取組を一層促進するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請にもとづき、これらの学校に在籍する障害のある児童生徒等の教育に関し、助言または援助を



行うよう努めることとする規定が設けられました。

③ 小・中学校等における特別支援教育の推進

学校教育法において、小・中学校等においても、LD、ADHD、HFAを含む障害のある児童生徒に対する特別支援教育を実施する旨を明確に規定しました。なお、従来の特殊学級の名称は「特別支援学級」に改められました。

4 学校における発達障害のある児童生徒への支援体制整備

文部科学省は、平成19年4月に学校教育法等の一部を改正するまで、発達障害に関連し、以下のような取組を行ってきました。まず、平成12（2000）年度より、15地域を指定して、LD・ADHD等について特別支援教育推進体制モデル事業を推進しました。また、各都道府県に広域特別支援連携協議会を設置して、行政レベルでの部局横断の連携を図りました。平成15（2003）年には各都道府県にモデル地域を指定し、LD・ADHD等の調査研究運営会議を設置し、小・中学校に校内委員会を設置しLD等の実態把握を行い、専門家チームから意見を聞くと共に、巡回相談員による指導・助言を受けて事業を推進しました。平成16（2004）年1月に「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」が示されました。平成16

年12月には、中教審の特別支援教育特別委員会が「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（中間報告）を公表しました。平成17年12月8日、中教審の特別支援教育特別委員会は、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申を行いました。文部科学省は、平成19年4月1日付けで、各都道府県教育委員会等に、「特別支援教育の推進について」の通知を行いました。

5 最近の取組について

文部科学省では、「発達障害者支援法」の規定に基づき、高等学校等において、発達障害による特別な教育的支援を必要としている生徒に対する支援のために、平成19年度から2年間、「高等学校における発達障害支援モデル事業」（14校）を行っています。

また、発達障害者への早期からの総合的な支援の在り方について実践的な研究を行うため、平成19年度から2年間、「発達障害早期総合支援モデル事業」（全国の17地域）を行っています。さらに、平成19年度から、小・中学校におけるさまざまな障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助及び学習活動上の支援等を行う「特別支援教育支援員」の計画的な配置ができるよう財政措置をしています。平成19年度は、2万1,000人相当、平成20（2008）年度は3万人相当の特別支援教育支援員を配置しています。

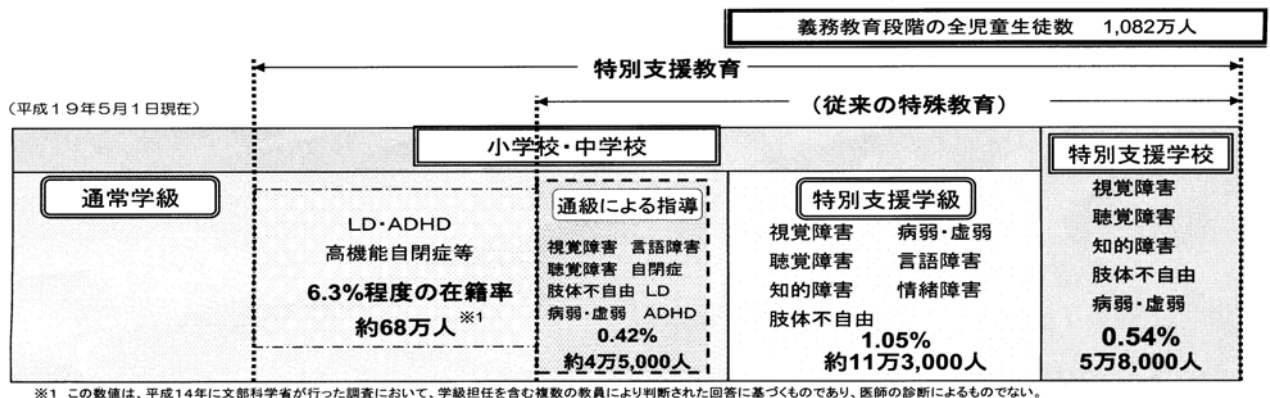
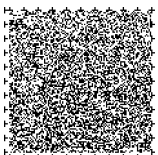


図1 特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）（出典：文部科学省）



東京都発達障害者支援センターに おける支援の現況と今後の展望

東京都発達障害者支援センター
支援員 神保 育子

1. 概要

平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行され、発達障害がある人への理解とその支援施策の具体的な展開が、国や地方自治体の責務として明示されました。これに先行して、平成14年度に「自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）およびその家族に対する支援を総合的に行う」ことを目的として「自閉症・発達障害支援センター」が発足、全国8カ所においてその事業が開始されました。「発達障害者支援法」施行後はその名称を「発達障害者支援センター」と変更、対象も自閉症、アスペルガー症候群の他、学習障害や注意欠陥／多動性障害など同法の定義する障害へと拡大されました。

「発達障害者支援センター」の役割として、1) 発達障害児者およびその家族等への相談・発達支援、2) 発達障害者への就労支援、3) 発達障害の理解に関わる社会的啓発および関係者への研修、4) 関係施設・関係機関との連携を行うこと、そしてそのライフステージに沿った支援を有機的にすすめていくことが求められています。「発達障害者支援センター」は、全国都道府県ならびに政令指定都市を含め、平成20年1月1日現在72カ所設置されています。（発達障害情報センターHP記載による）

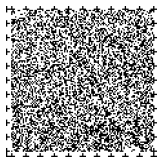
東京都発達障害者支援センターは、平成15年1月に事業を開始しました。本センターの事業の取り組みから、発達障害にかかわる支援の現況と今後の展望について述べたいと思います。

2. 本センターにおける相談支援の具体的な取り組み

東京都発達障害者支援センターは、「社会福祉法人嬉泉」が東京都より委託を受け運営しています。

平成17年4月の「発達障害者支援法」施行後、発達障害の周知が徐々にすすんできていることから、「自分は（あるいは家族が、知人が、職場の人が）発達障害かもしれない」ということが気になって問い合わせたり、その関係のトラブルなどで相談をする人が年ごとに増加しています。平成19年度の相談支援の利用者実数は、前年度に比べて約200人増の834人でした。対象者の年齢は1歳から70歳代と幅広く、相談内容は多様で複合した問題を抱える事例も多く、相談窓口機能を有効にしていけることが求められます。具体的には、発達障害に関する基本的な情報提供を確実にすること、個別に話を聞き生活上困難な出来事を整理することで、利用者の訴えにひとまず対応できる事例もあれば、家庭や地域生活が危機的状況に陥り、緊急対応しなければならない事例も少なくありません。

また、本センターの相談支援においては、小学校や中学校、高等学校、大学あるいは大学院などと、通常の学校教育を経てきた人が多く、卒業後就職できない人、転職・離職を繰り返している人が多くみられます。平成19年度に相談受理した834人の内、知的障害のない（療育手帳を所持していない）人が746人と全体の9割近くを占めています。16歳以上の知的障害を伴わない人（529人）の半数近くの人が「在宅」です。学校卒業後、他に行き場がなく、家族以外の人たちと接触をもつことがないまま、家庭での引きこもりが常態化している人も少なくありません。中でも深刻なのは、親や家族への暴言・暴力、破壊行為などを繰り返して、家族が過剰な緊張状態に陥っている例や、インターネットにより無制限な買い物を繰り返し借金を抱えている例、さらに触法行為に巻き込まれてしまっ



た例です。また、うつ病などの気分障害や強迫性障害など二次的障害を併発し、精神科病院への入院を繰

り返す人、対応困難な問題を抱える人の相談も後を絶ちません。このように、実生活上の困難を抱えながらも、これまで誰からも支援を受けることなく、地域社会の中で孤立無援の状態におかれてきました。この実態を、私たちは本センターの事業を通して初めて知り得たのです。同時に、相談後の対応について、支援の連携先となる社会的資源が殆どない実態に直面せざるを得ませんでした。

しかし、センター開設後、医療、保健、福祉、教育、労働、司法をはじめとする関係者間において、相談事例を通じた連絡・調整を行う中、支援者の人脈は少ないながらも確実に広がってきたことも確かです。地域における理解者の存在や長く関わっていく支援体制の整備が支援の質の確保となることを知り、都下の各区・市レベルで具体的、積極的に進めていく必要性を実感しています。

幸い、平成19年度10月から国の「発達障害者支援開発モデル事業」による発達障害者支援マネージャーが設置され、本センターに委託されました。この役割として、各区・市における発達障害にかかる支援体制構築のためにバックアップしていきたいと思っています。

3. 今後の展望

1) 他機関との連携にかかわるポイントと今後の課題

本センター開設以来、相談事例をとおして、医療機関など専門機関への紹介、関係者・関係機関との情報交換、コンサルテーションおよび関係調整など関係機関との連絡・連携をすすめています。また、啓発のための講座や厚生労働省から委託された就労支援者育成事業や、都内関係機関・団体との連絡協議会などの支援ネットワークの構築にむけた取り組みなどを継続しています。

また、発達障害者支援マネージャーの業務として、

- 1) 支援開発モデル事業実施区・市5カ所との連絡、進行状況の把握（推進委員会等の運営）、2) 前記1)について、平成19年度東京都福祉保健局（精神保健・医

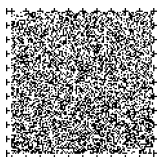
療課）が実施した実態調査をもとに、担当者と連絡を取り合い、本センターとの役割分担、連携方法等について話し合うことが求められています。

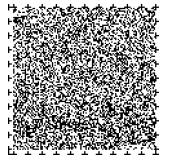
2) 就労支援における支援のポイントと課題

「就労したい」という本人の想いには、「生きていくために収入を得たい」「社会に繋がりたい」「人に認められたい」と社会に存在する自分を実感し、生きる実感を得るための手段として、“働くこと”をとらえている人も少なくありません。これまで過酷ないじめを受け自分のできなさをつきつけられ、そこから逃避できなかつた体験を重ねている人、人の中で孤立し自己肯定感が持てず自己評価が極度に低い人、対人的な被害感を増し孤独に追い込まれている人が多く、支援を必要としながらも支援者となつながらいない現状もあります。本人に関わる支援者は、今そこにいる本人の言動だけでなく、本人をとりまく人的・物的環境と、前述したような体験の積み重ねがあることを十分に把握して対応する必要があります。本人独自の理屈や物事への理解は、体験の中で本人なりに捉えてきたもので、その学習の仕方に現実とのズレが生じることも多いので、情報の収集と整理を行い、現実の認知を進める必要を感じています。特に、本人の実感に基づく支援を進めることが効果的であったことを知らされています。

就労支援においては、生活支援と就労支援は切り離すことはできないと考えています。前述したように、「働くこと」＝「生きること、人に認められること」と理解している本人に対しては、「～ができないからまだ就労支援ができない」という支援の切り離しは、本人から生きる目的を取り上げてしまうようなものです。「～ができない」と指摘されることが、特に対人態度や社会性のなさに焦点を当てられることが多いので、この点は十分注意が必要だと感じています。

本人に関わる支援者は、健全に働いている本人の心理機能にまず着目すべきです。より具体的な状況で、本人にフィードバックをすること、本人が自己認知できる体験を強化することが重要と思っています。本人が自分で考えて実行したことから手ごたえを得、自分自身に気が付くこと、人





が関わる中で“できた体験”を重ねることで、その人が人々の中で安定して生活でき、それが意欲的に生きること、心理的健康性の活性化に繋がっていくと考えるからです。

3) 支援者研修の在り方

この数年、社会における「発達障害」への認識が高まり、行政や各関係機関が主催する「発達障害」をテーマに取り上げた啓発・研修が各地で盛んに行われ、マスコミに取り上げられる機会も増えました。また教育や労働分野においても、支援体制の整備に向けて動いています。しかし、支援者側から「本人に対してどう支援すればよいのかわからない」という声も聞こえます。この要因は、発達障害のある人たちが抱える困難さが外側からみてわかりにくいところにあると思います。例えば、家庭や学校、職場において、人から言われたことを本人なりに懸命に取り組んでいても「できていない、的はずれだ」と指摘され、周囲の受けとめが本人の気持ちや意図するところとずれることが多いため、周囲の人からいじめやからかいに合う事態を招きやすくしています。多くの人が、発達障害のある人の社会の規範からずれている点を強調して捉え、改善・訓練しようとしがちです。本人側からみると、理解されないことに不満や不安を募らせ、「具体的にどうすればよいのかわからない」困惑や被害感情から、人への拒否的・攻撃的態度が顕著になり、逆に人への防衛的態度や自分の空想世界へのこだわりを強めています。これらのことは、本人と周囲との関係を一層悪化させ、本人への関わりを一層難しくさせているのです。

一方で、対人関係や社会性の育ちの点で未熟さや独特さがみられても、本人なりに周囲の人や状況をみて自発的に参加しようと、また人から求められたことに対応しようとする「心理的健康性」を持ち合わせています。必要な配慮が得られれば、その心理的健康性が活性化し、「記憶力の良さ、仕事の正確さ」など優れた力を発揮させる人も多いのです。

本センターにおける相談事業を実施してきた経過から実態を踏まえると、発達障害のある人に関わる支援者に求められることは、本人の障害特性

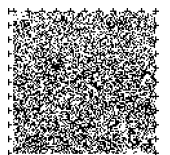
とその特性からくる生活上の困難性についての理解の共有と、本人のライフステージを見通した連携と支援者側の体制の整備にあると考えます。

本文では、主として厳しい状況にある人の実態を中心に報告しましたが、一方で社会の中で安定し、就労を含めた生活の構築を目指している安定した人もいます。この人たちに共通するのは、本人にとってよき理解者、自分の味方になってくれる人が身近に存在していること、また家族の側も周囲から孤立せず、必要に応じて他人からの援助を取り入れていることです。このことから、早期発見および早期からの発達支援、家族支援の重要性をあらためて認識させられます。本人や家族の気持ちが安定し、生活を送る上で主体性や自律機能がよりよく発揮されることを基本的価値として考えて対応する必要を感じています。

「発達障害者支援センター」が果たすべき相談機能は、ライフステージを見通した視点をもつこと、「発達障害がある」ことで苦労している本人および家族の生活の実態について知り、社会との仲介役になることと考えます。今後、実働的な支援体制整備を行うとともに、支援を求める人のニーズを個別的にとらえ柔軟に対応していく支援の実績を、確実に積み重ねていきたいと思えます。

《参考 / 引用文献》

- ・「平成17年度研究報告書（主任研究者：石井哲夫）」厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業 59-64：青年期・成人期における高機能広汎性発達障害にみられる反社会的行動に対する社会的支援システムの構築に関する研究（石井哲夫、副島洋明他）2006
- ・「精神療法」Vol. 32 59-65：当事者からみた学校教育 金剛出版 2006
- ・「シリーズ3 発達障害・療育関係発達障害者支援センターから—東京都発達障害者支援センターにおける支援の現況と展望—TOSCA主任支援員 石橋悦子」明治安田こころの健康財団 実践情報通信MINDIX 2006年9月号



社会保険 Q&A

(問) 「ねんきん特別便」に保険料納付記録の漏れがあります。年金記録確認第三者委員会への申立てにつき、教えてください。

(答) 1 「年金記録確認第三者委員会」

始めに、第三者委員会について、説明します。

(1) 趣旨

年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、平成19年6月、総務省に設置されました。以下、「第三者委員会」といいます。

(2) 役割

年金記録の確認について、社会保険庁側に記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とします。

(3) 地方委員会

身近なところで対応できるよう、都道府県（全国50か所にある管区行政評価局・行政評価事務所）に平成19年7月から「地方第三者委員会」を発足させています。

(4) 申立て

「地方委員会」への申立ては、最寄りの社会保険事務所で受け付けています。

2 申立てに先立つ年金記録の確認

申立てに先立って、年金記録の確認をします。

(1) 年金記録の確認依頼

第三者委員会への申立てに当たっては、まず、社会保険事務所又は年金相談センターで年金証書、振込通知書、年金手帳、健康保険証等を用意の上、御自身の年金記録の確認をすることが必要です。

(2) 回答

社会保険庁から年金記録の確認結果（回答）を受け取ります。この回

答までには、関係書類の確認等のために一定の時間が必要です。

詳しくは、社会保険事務所等にお問い合わせ下さい。

3 第三者委員会への申立て

社会保険庁から「記録不存在」との回答があり、御本人も振込通知書や領収書などの証拠を持っていない人で、その回答に異議のある場合には、第三者委員会に審査を申し立てることができます。

(1) 「年金記録に係る確認申立書」

申立ては、総務大臣あての申立書、回答書、給与明細書、家計簿の写し等可能な限り保険料納付に関する状況が記載された資料を提出することになります。

この申立ては、最寄りの社会保険事務所及び年金相談センターで受け付けています。

4 社会保険労務士による申立ての相談対応

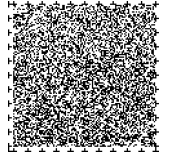
申立ての相談については、社会保険労務士に中央第三者委員会から協力の依頼がなされています。

協力する社会保険労務士は、申立人が申立書類の作成に当たり、必要事項の記入や関連資料の収集等に関し、的確な助言をするとともに、高齢等の理由から御本人が書類を作成することが困難な場合には、書類記入の補助をするなど、所要の支援を行うこととなっています。

申立期間が数十年も前のものが多く、申立人の当時の記憶も、必ずしも明瞭であるとは限りません。申立人に当時の保険料納付（控除）状況等について、できる限り思い出してもらうことが一番です。

社会保険労務士は、申立人の立場に立った懇切丁寧な相談対応になるよう努めています。

(回答：社会保険労務士 高橋 利夫)



Windows Vista™のユーザー補助機能を利用した障害者への情報アクセス支援

財団法人日本障害者リハビリテーション協会
情報センター 吉広 賢史

インターネットにアクセスしたり、文章を作成したりする上で、パソコンの一般的な入力装置であるキーボードやマウスが使えない、使いにくい方や、ディスプレイに表示された情報が見えない、見えにくい方がいらっしゃいます。このような障害のある方や高齢者の方でもパソコンを快適に使えるようにするために、様々なソフトウェアやハードウェアが提供されていますが、Windowsにも標準で搭載された支援ツールがあります。ここではWindows Vistaに搭載されている主なユーザー補助機能をご紹介します。

1. コンピュータの簡単操作センター

これまでのWindows・OS(XP、2000等)は、ユーザー補助機能の設定画面が複数の場所に分散していましたが、Windows Vistaでは、「コンピュータの簡単操作センター」からあらゆるユーザー補助機能を設定することができるようになりました。
＜コンピュータの簡単操作センターへのアクセス方法＞

(1) スタートメニューの「コントロール パネル」をクリックします。

(2) 「コントロール パネル」が開きますので、「コンピュータの簡単操作」をクリックします。
(3) 「コンピュータの簡単操作」が開きますので、「コンピュータの簡単操作センター」をクリックします。

* ショートカットキー「Windowsロゴキー + U」でも「コンピュータの簡単操作センター」を開くことができます。



2. スクリーン キーボード

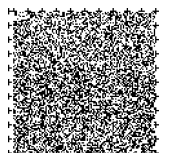
キーボードを両手で使うことが難しい場合、ディスプレイに表示されたキーボードを1つのキーやマウスを使って選択することにより文字を入力することができます。

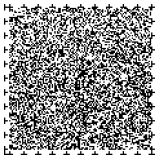
＜スクリーンキーボードを使用する＞

(1) 「コンピュータの簡単操作センター」の「マウスやキーボードを使わずにコンピュータを使用します」をクリックし、「スクリーン キーボードを使用します」をチェックをします。

(2) 「適用」ボタンをクリックするとスクリーン キーボードが起動します。

* 「コンピュータの簡単操作センター」の「共通ツールのクイックアクセス」からも起動できます。





- (3) スクリーン キーボードの任意のキーボタンをクリックすることにより文字入力ができます。

「設定」メニューの「入力モード」にて、ユーザーに応じて使いやすい設定が可能です。

- ・「クリックして選択する」…キーボタンをクリックすると文字が入力されます。
- ・「自動的に選択する」…設定した時間以上、マウスポインタをキーボタンの上に置くことにより自動的に文字が入力されます。
- ・「ジョイスティックまたはキーで選択する」…設定した時間ごとにキーボタンがスキャンされていくので、入力したいキーボタンがハイライト表示された時にあらかじめ設定した1つのキー（初期設定は「Space」キー）を押すことにより文字が入力されます。「詳細設定」にて選択するキーを設定できます。

3. マウス キー

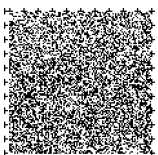
脳性まひなどで不随意運動がある方で、マウス操作は難しいがボタン操作ならできるという方は、テンキーを使ってマウスポインタを動かす、クリックするなどマウス操作をキーボード操作で代替することができます。



<マウス キーを使用する>

- (1) 「コンピュータの簡単操作センター」の「キーボードを使いやすくします」をクリックし、「マウスをキーボードで操作する」の「マウスキー機能を有効にする」をチェックをします。
- (2) 「適用」ボタンをクリックするとマウス キーが有効になります。

* ショートカットキー「左Altキー＋左Shiftキー＋NumLockキー」でもマウス キーを有効にするこ



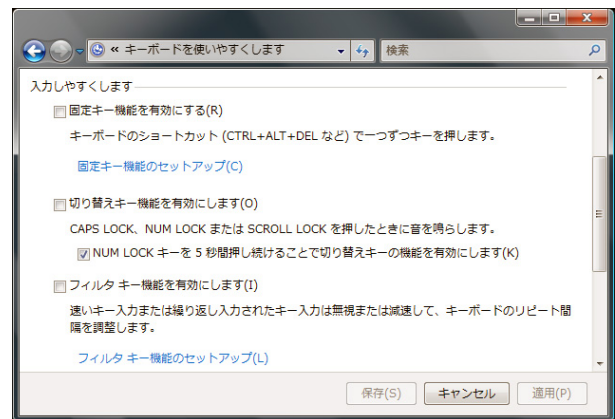
とができます。

- (3) 「5」キーを中心にして、「8」キーは上、「6」キーは右、「3」キーは右斜め下といったようにマウスポインタを移動することができます。また、「5」キーはクリック、「+」キーはダブルクリック、「0」キーはドラッグ、「.」キーはドロップになります。

「マウスをキーボードで操作する」の「マウスキー機能をセットアップする」にて、マウスポインタの速度などが設定できます。

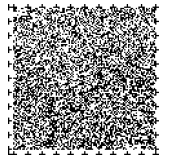
4. 固定キー

2つまたは3つのキーを同時入力する操作を順次入力でおこなうことができるようにする機能です。片手のみで入力する場合や不随意運動がある場合に有効で、「Ctrl」キー、「Alt」キー、「Shift」キー、「Windowsロゴ」キーを固定することができます。



<固定キーを使用する>

- (1) 「コンピュータの簡単操作センター」の「キーボードを使いやすくします」をクリックし、「入力しやすくする」の「固定キー機能を有効にする」をチェックをします。
 - (2) 「適用」ボタンをクリックすると固定キー機能が有効になります。
- * ショートカットキー「Shiftキーを5回押す」でも固定キー機能を有効にすることができます。
- (3) 「Ctrl」キー、「Alt」キー、「Shift」キー、



「Windowsロゴ」キーを2回続けて押すとそのキーを固定することができます。

- (4) キーボードの2つのキーを同時に押すと、固定キー機能は無効になります。

5. フィルタ キー

手や指の運動に障害のある方で特に細かい動きのコントロールが難しい方は、誤ってキーに触れて入力してしまったり、意図せずキーを何度も押してしまう、あるいはキーを押し続けてしまうことがあります。フィルタ キーを使うと、「押し続けてもキーリピートされない」「一定時間押し続けるとキー入力を有効にしない」という設定が可能です。

＜フィルタ キーを使用する＞

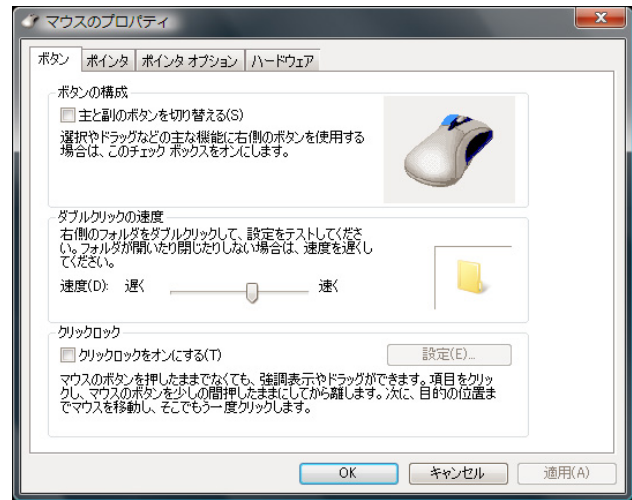
- (1) 「コンピュータの簡単操作センター」の「キーボードを使いやすくします」をクリックし、「入力しやすくする」の「フィルタ キー機能を有効にする」をチェックをします。
 - (2) 「適用」ボタンをクリックするとフィルタ キー機能が有効になります。
- * ショートカットキー「右Shiftキーを8秒間押し続ける」でもフィルタ キー機能を有効にすることができます。
- (3) 初期設定は、「キーを押してから1.0秒経つと入力として認識する」、「最初のキー入力を繰り返すまでの待機時間は1.0秒」、「次のキー入力を繰り返すまでの待機時間は0.5秒」です。

「入力しやすくする」の「フィルタ キー機能のセットアップ」では次の設定も可能です。

- ・「バウンス キー機能を有効にします」…繰り返されたキー入力を設定した時間で無視します。
- ・「キー入力の間隔と速度を有効にします」…設定された時間に基づいて、速いキー入力を無視します。「キー入力の間隔と速度のセットアップ」にて時間などを詳細に設定できます。

6. マウス設定

マウス操作に関する設定の変更・調整をすることができます。



＜マウス設定を開く＞

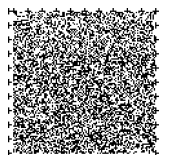
- (1) 「コンピュータの簡単操作センター」の「マウスを使いやすくします」をクリックし、「関連項目」の「マウス設定」をクリックします。
- (2) 「マウスのプロパティ」画面が開きます。
 - ・「ボタン」タブ…右ボタンと左ボタンの機能の入れ替えやダブルクリックの速度を調整できます。
 - ・「ポインタ」タブ…ポインタの色・サイズ・形の変更ができます。
 - ・「ポインタ オプション」タブ…ポインタの速度・規定位置・動作軌跡・位置表示の調整ができます。

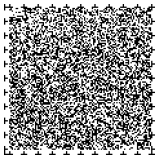
7. ハイ コントラスト

色覚に障害のある方は、通常の画面の配色では見えにくい場合があります。ハイ コントラストを使用することにより見えやすい画面の配色に設定することができます。

＜ハイ コントラストを使用する＞

- (1) 「コンピュータの簡単操作センター」の「コンピュータを見やすくします」をクリックし、「ハイ コントラスト」の「ハイ コントラストの画面の配色を選択します」をクリックします。
- (2) 「デザインの設定」画面が開き





ます。

* 「コンピュータの簡単操作センター」の「共通ツールのクイックアクセス」からも設定できます。

* ショートカットキー「Altキー+左Shiftキー+PrtScnキー」でもハイコントラストを設定することができます。

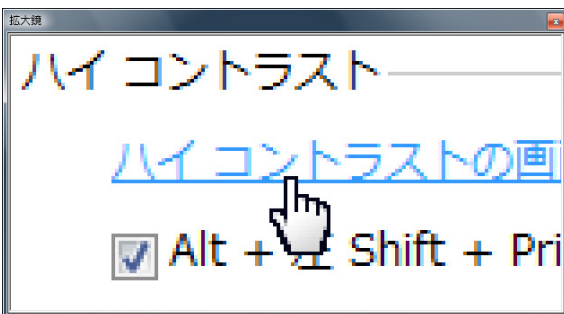
(3) 「配色」ボックスの中から見えやすい配色をクリックし、「OK」ボタンをクリックするとハイコントラストが有効になります。

* 「詳細設定」にて、文字・ウィンドウ・タイトルバーなどの部分をそれぞれ指定して配色を選択することができます。



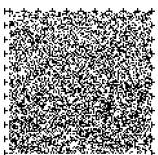
8. 拡大鏡

弱視の方は、画面をルーペ機能で拡大して見ることができます。



<拡大鏡を使用する>

(1) 「コンピュータの簡単操作センター」の「コンピュータを見やす



くします」をクリックし、「画面上の項目を拡大します」の「拡大鏡を有効にします」をチェックします。

(2) 「適用」ボタンをクリックすると拡大鏡が起動します。

* 「コンピュータの簡単操作センター」の「共通ツールのクイックアクセス」からも設定できます。

(3) 拡大鏡の画面をドラッグして、場所の移動や大きさを変えることができます。また全画面表示も可能です。

拡大鏡の設定画面にてより見やすく調整することができます。

- ・「起動時に最小化する」…コンピュータを起動すると拡大鏡が起動し、最小化されてタスクバーに入ります。

- ・「倍率」…最大16倍まで拡大できます。

- ・「色の反転」…拡大鏡の中の色だけを反転表示します。

- ・「固定」…拡大鏡の位置の固定と固定位置の指定ができます。

- ・「マウス ポインタの動きを追う」…ポインタを中心に拡大鏡の位置が移動します。

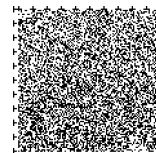
- ・「編集集中のテキストを拡大する」

9. おわりに

パソコンを操作したい障害のある方や高齢者の方を支援する上では、実際に何で困っているのか、ニーズは何なのかを正確に探り当てることが重要です。障害のある方自身がどこまで自分でやり、人にどこを手伝ってもらうのか、当面の目標を確認します。完璧を目指すというよりは、とりあえずは使えるという程度を目標にすることが支援における第一歩になるかと思います。

参考：マイクロソフト アクセシビリティ ホーム

<http://www.microsoft.com/japan/enable/>



発達障害のある人とスポーツ

～「スポーツをする自分」への肯定化に着目して～

筑波大学 人間総合学部研究科

体育科学系講師 澤江 幸則

1. はじめに

私の知人で、発達障害のある高校生は、2007年夏に上海で行われたスペシャルオリンピックスワールドゲームに水泳のアスリートとして参加しました。私からすれば、この大会に参加することは、彼にとって、決して楽なことではなかったと思います。彼にとって、この大会に参加することは、いつもと違う状況だけに不安の連続だったと思います。ましてや長期間家族から離れて、飛行機に乗ったり、見知らぬ土地で過ごしたりすることは、いままでの本人の経験にはなかったことでしょう。しかし保護者によれば、彼が帰国したときの自信に満ちあふれた表情は、これまで見たことがなかったものであったそうです。保護者が自分のことのように嬉しく報告してくれたのが印象的です。その彼の保護者は、彼が幼児期のときに、本人が生涯を通じて継続的に楽しめる活動はないかと考え、地域にある水泳教室に通わせることにしました。彼は、水泳を日常のなかの活動の一部として10年以上続けてきました。こうした経験の積み重ねが、本人の「スポーツをする自分」に対する自信へとつながり、その自信が、この世界大会の参加を完遂させる源になっていたのではないかと思います。

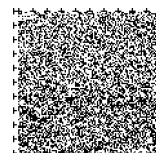
2. 発達障害のある人のスポーツ参加機会

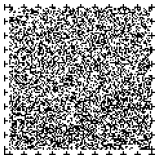
彼のような成功事例は、発達障害のある人のスポーツ活動モデルのひとつであっても代表であると言いきることができません。現実的には、発達障害のある人の多くは、スポーツ機会に恵まれていません。先日も、自閉症の中学生を担当している都内の学校の教員から、彼ら（自閉症）の特性に応じたスポーツ教室はないかと尋ねられました。

受け入れてもらえる場所はもちろんのこと、本人が「通いたい」と思える場所がないそうです。

ところで、発達障害の子どもを「誤解されやすい子どもたち」と表現することがあります。それは、その多くが見た目から分かりにくく、その障害が、周囲の人々、時には保護者からも理解されないまま幼児期・学童期を過ごしていることがあるからです。ある保護者の回想によると、子どもが小さく障害があることすら気づかなかった頃、どこに連れていっても泣き叫び、他の子どもと同じことをせず、ただ走り回ったり、ぐるぐる回ったりするばかりで、保護者も辛くなり、そのうち公共の場所に行きづらくなったそうです。そして結果的に、家に閉じこもっていたことがあった保護者は少なくないようです。このことは、このようなタイプの子どもの、幼児期に必要とされる広範的な運動機会を結果的に少なくさせることを意味します。最近では、障害が診断されないまでも発達的に「気になる」子どもが注目されていますが、そうした子どもたちを含め、その特性にアダプテッドしたスポーツ活動機会が、幼児期からあればと思います。

学童期に入ると、体育活動は教科として行われます。しかし、発達障害のある子どもの多くは、その認知的または神経学的特性に加え、これまでの運動経験の少なさも重なり、運動パフォーマンスは、同年齢の健常と言われる子どもに比べ劣ることが多いようです。実際、自閉症の子どもの運動能力は不器用さや非効率的な動きなどの指摘がありました。しかし最近の研究では、運動能力の上記のような問題は、はっきりと結論付いているわけではないと指摘されています¹⁾。また ADHD の子ども





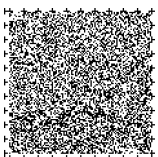
の多くは、自分の気持ちや行動をコントロールすることが困難であるため、通常のやり方の活動では集中できず、結果的に運動経験が積み重ならないといったことが指摘されます。また発達障害の子どものなかには、投運動やバランス運動、書字などの運動学習に特異的に困難を示す子どもがいます（発達性協調運動障害²⁾）。そうした子どもたちは神経学的な理由によるものと指摘されていますが、その障害特性が理解されないままの体育活動は、本人たちの失敗経験を重ねやすい状況になりかねません。そして失敗経験が重なると、その失敗は明確に自己認知され自己否定感とつながります。ある発達障害の子どもは、失敗することから逃れるため、ふざけてみせ、その失敗がいかにも演出されたもののように振る舞うそうです²⁾。

成人期以降になると、発達障害のある人のスポーツ参加状況は、受け入れてくれる場所や、障害理解のある施設や指導者が少ないという理由もありますが、それに加え、これまでの運動経験による影響が大きいようです。ある高機能自閉症の青年の一言が、その実情を如実に表現しています。私にスポーツを教えてほしいと尋ねてきたある自閉症青年に、何のスポーツが良いのかを尋ねると、「自分がいままでやってこなかったものを教えてほしい」と言いました。その理由を尋ねたところ、「自分が今までしてきたスポーツには楽しい思い出が全くない」からだそうです³⁾。

このように考えると、発達障害のある人がスポーツを行う時に考えなければならない視点には、スポーツが「できるようになる」といった次元だけでなく、「スポーツをする自分」に自信・肯定感がもてる、もしくは、その感覚を回復させるための取り組みが必要ではないかと思えます。その点で、特にスポーツ活動参加の初期段階は、スポーツを「やってみたい」と思える工夫をふんだんに取り入れる必要があると言えます。

3. ある地域における実践的取り組み

以上のことから、発達障害のある人のスポーツ活動を支援していくためには、まずは 1) 「スポーツをする自分」にポジティブになれる活動を、2) 幼少

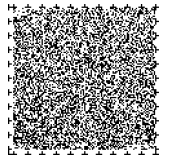


期から生涯を通して経験できること、そしてそのためのスポーツ活動を、3) 発達障害のある人たちの特性に応じて、アダプテッドしていくことです。

こうした条件が含まれるような活動が地域に点在することが望まれます。実際、発達障害のある子どもや人を受け入れているスポーツ団体や施設は多くはありませんが、ないわけではありません。先に触れたスペシャルオリンピックスの活動に加えYMCAの体育活動はもちろんのこと、NPO法人や親・支援者などによる地域活動グループにおいて、発達障害を含めた障害のある子どもたちのためのスポーツ活動支援が散見されるようになりました。例えば、発達障害のある子どもや「気になる」子どもをもつ親や支援者で構成されている東京都内のある地域活動グループがあります。ここでは、幼児期から学童期までの子どもとその家族を対象に、月に1度、家族参加型スポーツ活動を開催しています。活動内容は、子どもたちの特性を踏まえ、さまざまな工夫を取り入れ展開されています。例えば、年間テーマ活動種目として行われていた「縄跳び」では、スモールステップ化された課題を複数用意し、なおかつ、ひとりひとり違う目標を設定できるようにしています。従って、自分のペースで「できる」課題をたくさん行えることで「やってみたい」と思える感覚を多く持たせています（図参照）。

実際、月1回の頻度のなかで、縄を超えることで精一杯であった状態から、数月後にはタイミングをとりながら数十回も連続して跳ぶことができるようになった子どもがいました。そこには「やってみたい」という気持ちから結果的に運動の反復回数が増えたことが関係しているものと思われる。

また活動のなかに、発達障害のある子どもひとりひとりの特性に応じたさまざまな工夫が含まれています。例えば、長縄跳びの種目で、縄を跳ぶ力はあるが、その場で縄が来るのを待ちきれず、幅跳びのように大きく跳躍してしまう子どもがいました。言語で丁寧に説明したりモデルを示したりしましたが、動きに変化がありませんでした。それは運動機能の問題ではなく、どのように跳べばよいのかといった動きのイメージが理解しにく



チャレンジシート

下のなかの項目を参考に、チャレンジカードに、手
 そしてできたら、「じみいさん」にシールを
 いろいろな目標を考えて、チャレンジカード
 そして、カードをシールでいっぱいにして下

チャレンジのさせ方

- ・おこらない できていないところは目をつぶる
- ・つたえる できているところやかっこいいところを見つけ
- ・ほめる しかもみんでほめる

チャレンジ項目	達成基準 1	達成基準 2
ロープをとびこえよう①	床においたロープをとびこえよ	パパママと手をつないで!
ロープをとびこえよう②	う	パパママのかけ声で!
ロープをとびこえよう③		ひとりで!
ロープをとびこえよう()		?
ロープをとびこえよう①	前から向かってくるロープを前	パパママと手をつないで!
ロープをとびこえよう②	に向かってとびこえよう	パパママのかけ声で!

図：活動で使われていたチャレンジシートとチャレンジカードの一部

4. 今後の課題

私たちは、発達障害のある人たちが工夫ひとつでスポーツ活動を楽しめるようになった姿を多くみています。その工夫は、上記にあるように、本人の苦手なところを理解しつつ、本人のもっている能力の良い面を生かしていく方法です。これは、障害者スポーツの父と称されるグッドマン博士が述べた「失われたものを数えるな、残っているものを最大限に生かせ」と同じ発想です。しかし発達障害の機序は十分に解明されているわけではなく、またその特性は見た目からは分かりにくいところがあります。従って、発達障害のある人の、特にスポーツ活動における困難さやアダプテッドの可能性を、実践的に、そ

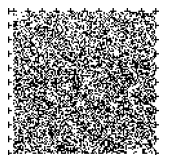
かったり、状況に応じた動きのプランニングが難しかったりすることが考えられます。発達障害の子どものなかには、耳からの情報だけで理解することに困難さがあり、目からの情報（視覚情報）を活用することで理解しやすくなるという特性があります。そこで活動スタッフは、跳ぶ位置を視覚情報として「マーカーパッド」で示しました（写真参照）。それだけで、その子どもはその場跳びができるようになりました。それ以外にも、練習する場所と発表する場所、待機する場所を、テープやパイロン（コーン）、ベンチなどを使って分かりやすくしたり、活動の流れをカードにして視覚化したりしました。このような認知的な不安状況の軽減といった支援を行うことで、発達障害の子どもの多くは、安心してスポーツに取り組むことができるようです。そしてポジティブに感じられる活動が増えるにつれ、「スポーツをする自分」をポジティブに捉えやすくなるように思います。

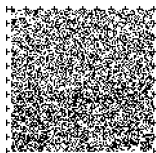
して理論的に明らかにしていく日々の積み重ねが必要であると思います。



写真：活動の工夫の一例
 （本文で紹介された事例とは一切関係ありません）

- 1) Winnick, J.P.(2007) Adapted Physical Education and Sport 4th Edition. Human Kinetics
- 2) 辻井正次・宮原資英（2002）子どもの不器用さ.プレーン出版.
- 3) 澤江幸則（2007）子どもの運動能力を育てる保育（本郷一夫：編 障害児保育 第6章 pp73-88）.建帛社.





車椅子レクダンス普及会の 取り組みと今後の展望

特定非営利活動法人 車椅子レクダンス普及会
理事長 黒木 実馬

1 はじめに

私たち車椅子レクダンス普及会は、特定非営利活動法人として、車椅子ダンスの底辺の拡大に努める団体です。平成7年から活動を開始し、現在全国44都道府県（未普及は山形・和歌山・香川各県）に320以上の支部を設立し、約6700名のインストラクターを養成して、施設訪問・福祉パーティー・指導者養成及び体験教室等を行い、その数は年々増えています。

障害者がスポーツ・レクに関わることの重要性は言うまでもありませんが、それでは障害者が何かスポーツ・レクを始めたいと思ったときに、社会の受け入れ態勢はどうかというと、様々なバリアがあって結局はあきらめざるを得ないことが多いのが現状です。私たちは福祉レクの面で少しでもバリアを取り除いて、障害者が健常者と同じようにレクを楽しめる社会環境を実現することによって、車椅子ダンスというスポーツ・レクに関わる人口を増加できるように活動しています。

2 車椅子レクダンス普及会の取り組み

(1) 普及会は現状を次の2点と捉え、底辺の拡大に努めています。

ア 競技会指向による底辺拡大の限界

車椅子競技者の人口は極めて少なく、各スポーツ種目とも選手不足は否めません。車椅子ダンスにおける限界は、次の様な要因が考えられます。

(ア) 上半身の障害及び年齢：競技性を重視すれば、参加できる可能性の

ある人の範囲はだんだん狭くなります。

(イ) クラス分け評価基準の困難性：リハビリで快復するほど軽度のクラスに入れられ、成績が落ちるといった現実があります。

(ウ) 専門の車椅子の価格：とても高価なものになっています。

(エ) 練習場の有無及び交通手段：住環境によっても参加できる人は限られてしまいます。

以上のことから、車椅子レクダンスでは競技会を目標とするのではなく、純粋なレクリエーションを目指しています。

イ レクリエーションの大衆性

学校におけるスポーツも、激しい運動部より楽しい同好会に流れる傾向にあります。健常者の世界でも競技会に参加できる人は限られますので、車椅子スポーツ・レクの分野でも直接競技会分野の底辺の拡大を図るより、まず競技会以外のレクリエーション分野の拡大を図ることが、そのスポーツのメジャー化につながると思われます。

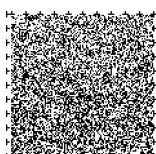
(2) 底辺拡大の取り組み（施策）

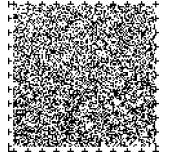
実施している施策の中から、主に取り組んでいる次の4点を紹介します。

- ① レクリエーション化（範囲の拡大）
- ② 補助具の開発
- ③ 演奏速度の変更
- ④ 指導員制度の確立

ア レクリエーション化（範囲の拡大）

(ア) パーティードダンス種目等の取り入れ





車椅子ダンス競技会はいわゆるテンダンス（10種類のダンス）ですが、通常の社交ダンスパーティーで踊られているブルース・マンボ・ジルバ等の種目を加え、また各種目の足型を健常者同士の踊りと努めて同じようにし、ビデオ・テキスト化しています。



またフォークダンスやレクダンスを取り入れることで、とても楽しく踊る事ができ、現在では社交ダンス以外のダンスが主流になりましたので、団体名も車椅子社交ダンス普及会から車椅子レクダンス普及会に変更しました。一般的にフォークダンスとして踊られている曲目を、社交ダンス同様足型を努めて同じようにします。ただしフォークダンスは横方向の動きが多いので、その辺を車椅子でも動けるように工夫して、一種目ずつ足型を制定していき、それをビデオ・テキスト化して普及していきます。レクダンスは務めて高齢者に好まれる懐メロや子供向きの曲に、車椅子で踊れる振り付けを工夫して踊ります。

(イ) ルールの改正

ダンスには競技会は当然ながら、一般のパーティーも組み合わせは男女という原則がありますが、ボランティアに参加する人たちは圧倒的に女性が多く、また高齢で車椅子を使用する人も多くが女性です。男女に拘らず、健常者と障害者という組み合わせにすることによって、踊れる人数は激増します。

(ウ) 地域の拡大

全国にはまだ車椅子を入れてくれない施設が存在します。これは車椅子で床面が傷つくという誤解から生まれた管理上のバリアです。私達は管理上のバリアを取り除く運動を展開しています。

イ 補助具の開発

上半身に力が入らない人も手を組んで踊れるように、車椅子の肘掛付近にハンドルを固定して、力が車椅子に伝わるように工夫しました。これを使用することによって、脳梗塞からくる半身麻痺の人や脳性麻痺の人なども実施可能となります。これは活動の中から私たちが開発した製品であり、簡単に着脱ができ、一本の補助具が左右どちらの手にも使用できるようになっています。

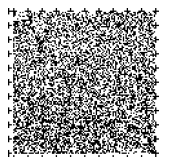
ウ 演奏速度の変更

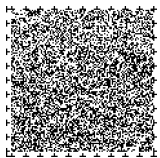
社交ダンスは、競技会時の演奏速度が世界標準速度として決められていますが、車椅子で踊る場合、余程上半身がしっかりしていないと標準速度で踊るのは厳しいし、特に速度の速い曲は怪我の元ともなります。障害者が踊る場合は障害の程度に応じた速度で踊るのが望ましいのです。

但し、器材の再生速度はどの器材でも変化させられるわけではありません。CD速度の変えられる製品がユニバーサル製品として一般店で販売されるようになればもっと多くの場面で活用できるようになると思います。

エ 指導員制度の確立

障害者・高齢者を相手に踊るには、何よりも安全性を重視しなければなりません。そのためには体験講習会を受けただけでやるのではなく、普及のためのインストラクターの資格を取得し、またインストラクターを指導する資格検定員あるいは上級指導員などの資格を持った人の指導を受けながら参加し、やがてはそれぞれ上級の資格を目指してやってもらっています。また、





各種指導員の資格を取得するための費用を抑えることも普及には重要なことと考えています。そのため普及会の講師は全て完全無償制です。

3 今後の展望

- (1) どのようなスポーツも、裾野の広がりが大きくなければ頂上も高くはなりません。車椅子スポーツも、競技会に参加できる者だけを対象にするのではなく、レクリエーションとしてその分野の活動に参加できる環境を整えることが重要であると思われます。私たちは単に自分たちの組織のことだけにとらわれず、今後も車椅子スポーツ・レク全般に関わる人口と地域と施設を少しでも多く広げていく工夫を継続していきます。
- (2) 具体的には、次のようなことを重視して活動を展開していきます。

- ア もっと障害者や高齢者自身に資格を取ってもらい、活動の先頭に立ってもらいます。
- イ 日本国内だけでなく、広く世界中にこの福祉レクを普及していきます。
- ウ 車椅子で使用できないような施設を無くすように運動していきます。

以上が車椅子レクダンス普及会の現状と今後の課題です。今後とも宜しくお願いします。



滋賀全国大会

全国身体障害者総合福祉センター主催研修会のお知らせ②

■障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会
平成20年12月9日(火)～12日(金)

講義内容

- ・障害者レクリエーションの基礎的理解
- ・レクリエーションプログラムの作成と実施（演習）
- ・コミュニケーション・ワーク
- ・障害者への個人支援
- ・レクリエーション実技(1)
- ・レクリエーション実技(2)～ダンス～
- ・レクリエーション実技(3)～アイス・ブレーキング～
- ・レクリエーション支援実習

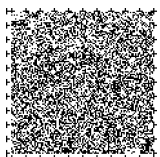
★詳細に関するお問い合わせは養成研修課まで★

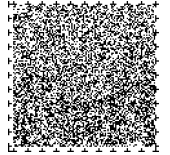
電話：03-3204-3611 ファックス：03-3232-3621

メール：kensyu@abox3.so-net.ne.jp

★研修に関する情報は当センターHP上にも掲載しています★

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>





障害児支援の見直しについて

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

(一) はじめに

平成18年から障害者自立支援法が施行されていますが、障害児支援の見直しについては、同法の3年後の見直しの中で検討を行うこととされました。また、平成17年に「発達障害者支援法」が制定されたり、平成19年に一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育制度が施行されたりと、障害児を取り巻く環境は大きく変化している状況にあります。

厚生労働省では、本年3月から「障害児支援の見直しに関する検討会」を計11回開催し、7月22日に報告書をまとめさせていただきました。

本稿では、この検討会報告の概要について、ご紹介したいと思います。

(二) 見直しの基本的な視点

障害児については、子どもとしての育ちを保障していくこととともに、障害があることについて専門的な支援を図っていくことが必要です。しかし、他の子どもと同じ子どもであるという視点を欠いてはなりません。検討会では、こうした基本認識に立った上で、次の4つの基本的な視点を基に検討を行いました。

- ① 「子どもの将来の自立に向けて発達を支援していく」という視点
- ② 「子どものライフステージに応じて一貫して支援していく」という視点
- ③ 「家族を含めたトータルな支援を行っていく」という視点
- ④ 「できるだけ子ども・家族にとって身近な地域で支援をしていく」という視点

(三) 今後の障害児支援の在り方

障害の早期発見・早期対応策

障害については、①出産前後に分かる場合、②

1歳半や3歳児健診で分かる場合、③保育所等で分かる場合がありますが、医療機関（産科、小児科等）、母子保健、障害児通園施設等の障害児の専門機関等の連携を強化し、なるべく早く親子をサポートしていく体制づくりが必要です。

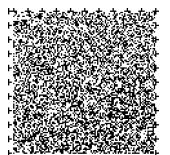
特に、発達障害等については健診だけでは発見が難しい場合があり、保育所等の日常生活での「気付き」により発見されることがあります。子どもの成育の遅れについての保育士等の「気付き」をそのままにしておくことなく、適切な支援につなげていく必要があります。検討会報告では、研修の実施を促すなど保育所等における取組に加えて、障害児の専門機関が保育所等を巡回支援していくことが考えられると指摘されています。

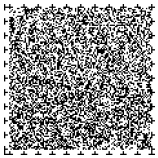
また、なるべく早く専門的な支援を行うことが大切と考えられますが、「気になる」という段階から、親子をサポートできるような仕組みが必要となっており、親にとって身近な敷居の低い場所で支援が受けられるように、障害児の専門機関が保健センターや地域子育て支援拠点などの親子が集まる場に出向いていくことや、障害の確定診断前から発達支援のサービスを体験利用できるようにすることも指摘されています。

身近に親に接している保健師、保育士等と、障害児の専門機関の者が別々に関わるのではなく、連続性をもって重層的に対応し、早期の支援につなげられるよう、各地域において連携体制を構築していければと考えています。

就学前の支援策

就学前の支援策については、子どもの育ちに必要となる集団的な養育のためにも、保育所等における障害児の受入れを促進していくこととともに、障害児の専門機関である児童通園施設や児童デイサービスの





機能について、地域への支援の役割を強化していくという観点から拡充していくことが必要とされています。

保育所での障害児の受入れは年々増加しており、引き続き、保育所での障害児の受入れ等を促していくとともに、保育士等の資質の向上を図っていく必要があります。

同時に、報告書では、障害児の専門機関が保育所等を巡回支援していくこと、障害児通園施設等のスタッフが保育所等で療育支援を行うことで、これまで障害児通園施設等に通っていた子どもが並行してなるべく多く保育所等へ通えるようにしていくべきことも指摘されています。

さらに、つどいの広場や子育て支援センター等においても、障害児の親子や気になる子どもへの適切な対応のため、障害児の専門機関との連携を図っていくことが指摘されています。

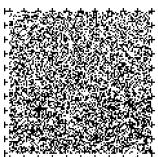
また、障害児通園施設や児童デイサービスの在り方については、こうした地域への巡回支援や、相談支援の機能について拡充していくことのほか、身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるようにしていく通所施設の一元化の方向で検討していくべきとされています。

このように、保育所や障害児通園施設等における支援について見直していくことにより、障害児やその親にとって重要な時期である就学前の支援策を充実させていきたいと考えています。

学齢期・青年期の支援策

学齢期になると、障害児の日中活動は学校が中心となりますが、放課後や夏休み等における居場所の確保は、障害児の保護者の仕事と家庭の両立という観点や、レスパイト支援の観点からも重要な課題となっています。

また、放課後や夏休み等における居場所の確保が求められていること、中学時や高校時に活用できる一般施策がほとんどないことを踏まえ、現在障害児支援として行われている施策について、子どもの発達に必要な訓練や指導などを実施するものについては、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施していくことを検討していくべき



とされています。

さらに、青年期においては、学校の在学中から、卒業後の地域生活や就労を見据えて、夏休み等において体験的に就労移行支援事業等の福祉サービス等を利用していくようにすることが考えられると指摘されています。

ライフステージを通じた相談支援の方策

障害児の相談支援について、検討会では、市町村が中心的な役割を果たすとともに、都道府県や障害児の専門機関が市町村を支えていく体制を構築していくべきことが指摘されています。

また、各地域において、地域自立支援協議会を活用し、子ども部会を設置すること等により、関係機関の連携システムを構築し、特に、就学前から学齢期への移行時などにおいて切れ目が生じないように、例えば保育所等と小学校・特別支援学校が交流、相互訪問、情報共有、相互理解に努め、積極的な連携を図っていくことが必要と指摘されています。

さらに、各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくかの「個別の支援計画」づくりや関係者による支援会議の開催を進めていくべきことが指摘されています。

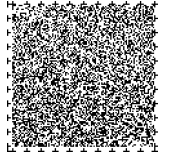
障害児の支援については、保育所・障害児の専門機関・学校といった関係機関それぞれがどのような支援をしてきたか、しているかの情報を共有し、引き継ぎや役割分担をしながら対応していくという意識が必要と考えています。

家族支援の方策

近年、親の子育ての不安をなくし、子育てに自信が持てるようにしていく「親育ち」支援の取組が必要とされています。障害児についても、保護者が子育てに大きな不安感を抱き、悩み苦しんでいるとしたら、子どもの育ちに何らかの影響を及ぼすおそれがあります。家族は育ちの基礎となるものであり、家族を含めたトータルな支援を行っていくことが必要です。

具体的には、次のような支援を検討していく必要があると指摘されています。

- i 専門家による心理的なケアやカウンセリング
- ii 専門機関による家庭における養育方法の指導



などの支援

iii 保護者同士の交流や、障害児のきょうだいに
対する支援の促進

また、子どもから一時も目を離せないといった
状況にある保護者の精神的・肉体的な負担感を軽
減するため、ショートステイ等のレスパイト（一
時的休息）の支援を図ることや、経済的負担の軽
減等を図ることも検討すべきとされています。

入所施設の在り方

子どもは、なるべく地域の中で、家族とともに
暮らすことが望ましいと考えられますが、専門性
をもって手厚い支援を行う場として、あるいは保
護者が養育困難となった場合の支えとして、障害
児の入所施設があります。

障害児施設は現在は障害種別により区分されて
いますが、障害者施設について3障害の共通化が
図られ、学校教育でも複数の障害種別を対象とす
ることができる特別支援学校の制度が導入された
ことも踏まえ、基本的な方向として、複数の障害
に対応できるよう一元化を図っていくことが適当
と指摘されています。

今回の見直しに当たり、子どもから大人にわた
る支援の継続性を確保しつつ、満18歳以上の入所
者は、今後は障害者施策として対応していくこと
を検討することとされました。その際、支援の継
続性を確保するための措置や、現に入所している
者が退所させられることがないようにするなど配
慮しながら検討していくこととされています。

特に、重症心身障害児施設については重度の重
複障害のある方々であり、児者一貫した支援の継
続性などに十分配慮しながら見直しについて検討
していくこととしています。

行政の実施主体

現在、障害児施設の支給決定は都道府県の事務
とされていますが、保育所等の施策や障害者施策
は実施主体が市町村となっており、障害児施設に
ついては身近な市町村の役割を高めていくことが
必要と考えられます。

障害児施設への通所については、現在、在宅の
支援施策や児童デイサービスの実施主体が既に市
町村とされており、実施主体を市町村としていく

方向で検討していくこととされまし
た。

一方、障害児施設への入所につい
ては、現在、児童養護施設等への入所措置が都道
府県の事務とされていることや、親子を分離する
措置の判断について高い専門性が求められること
等を踏まえ、実施主体について更に検討していく
こととされました。その際、当面都道府県の事務
としていく場合には、入所児童や保護者の相談に
応じるなど、市町村の役割を現状よりも高めてい
くよう検討すべきとされています。

さらに、障害児施設への入所については、契約
により入所する場合と、措置により入所する場合
がありますが、その判断について都道府県によっ
て差が生じており、全国的に適切な判断が行われ
るよう、関係団体等からも意見を聴取しながらガ
イドラインを作成していくこととされました。

法律上の位置付け

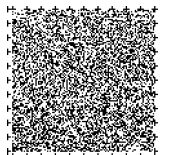
検討会では、障害児の支援については根拠を
「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべき
とされています。

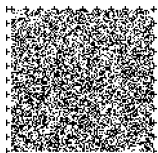
また、障害の有無にかかわらずすべての人が
「自立と共生」できる社会を目指した取組を更に
進めていくことが大切と考えられます。

（四）おわりに

以上、障害児支援の見直しに関する検討会報告
書の概要について説明してきました。

厚生労働省においては、今後、検討会の報告書
を踏まえ、社会保障審議会障害者部会でもご議論
いただきながら、障害者自立支援法の見直しとあ
わせ、法令改正等について検討していくこととし
ています。今回の見直しが、安心して子どもを生
み育てられる環境づくりの一つとして、現に障害
のある子どもを抱え悩んでいる保護者や、支援に
取り組んでいる方々が抱える課題の改善につな
がり、すべての障害のある子どもの将来の自立につ
ながるものとなるよう、取り組んでいきたいと考
えています。





戸山サンライズへようこそ

宿泊室



障害をお持ちの方にやさしい バリアフリーの客室。

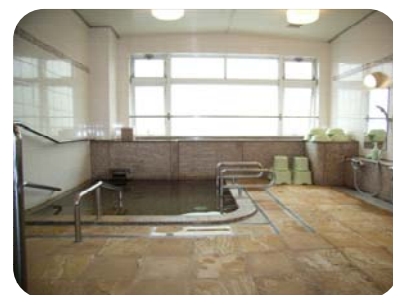
新宿区に位置し、都内観光やディズニーリゾートへも好アクセス。全国各地から養護学校修学旅行や出張等にもご利用いただいております。車椅子でもゆったりのスペースです。素敵な旅の思い出の一つにいかがですか？



4名様まで宿泊可能な和室



洋室は全室バリアフリー設計となっております



手すりに沿ってご入浴いただけます

フロント

点字ブロックをたどって行くと正面玄関を入れてすぐ左にあります。ご来館心よりお待ちしております。



お食事

明るく、BGMがほのかに流れるレストラン。車椅子の方も気軽にご利用いただけ、刻み食等（要予約）のご用意も致しております。



体育館

バスケットコート一面分。車椅子バスケット、障害者ダンス等の障害者スポーツに加え、一般の方の利用でも賑わいます。



エレベーター

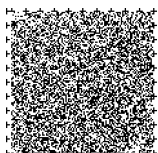
車椅子が最大4台まで乗降できる程のゆったりとしたスペース。二機設置しております。

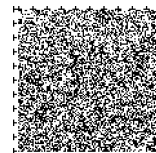


ご予約は、電話・FAX等で承っております。お気軽にお問い合わせください。

当センターでは、全国の障害者福祉に携わる方への研修会や、各種相談等も行っております。詳細については、ホームページをご覧ください。

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/>





AVシステム設置

大研修室A・Bは、パーテーションを外すと大きなサンライズホールに。最大240名収容可能。(例:机横4列×縦20列 1台辺り椅子3脚) 演台へはスロープの設置も可能です。



大会議室
と中会議室



サンライズホール (大研修室) 映像機器も備えた広々とした空間。

障害者団体全国会議、シンポジウム、研修会、各種イベント等にご利用いただいております。



2F 特別会議室



地下会議室A

研修会・会議等に、各種利用目的・人数に応じた大・中・小の会場をご利用いただけます。全フロア段差もなく、障害者団体の方はご予約等ご優遇させていただいております。全国集会等には、ご宿泊と併せてどうぞ。

戸山サンライズ (通巻第240号)

発行 平成20年8月10日 (隔月10日発行)
発行人 (財) 日本障害者リハビリテーション協会
会長 金田一郎
編集 全国身体障害者総合福祉センター
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL. 03(3204)3611 (代表)
FAX. 03(3232)3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

編集後記

暑く長かった今年の夏もお彼岸を過ぎてひと段落…と思ったら日差しは幾分弱まっていますが、まだまだ気温は下がってくれそうにありません。

オリンピックの熱さに引き続いてパラリンピックを楽しみにしていたのですが、テレビでの放送はほとんどなく、最新情報はインターネットで見ているような状況です…。

今号のライフサポートで取り上げたユーザー補助機能などが活用されて、あらゆる人が容易にさまざまな情報にアクセスできるような世の中になるといいですね。

それにしてもパラリンピックのテレビ放送は少ないなあ…。(廣田)

